

令和6年度税制改正大綱が発表されました

令和6年度税制改正大綱が発表されました！

どのような内容になっているのでしょうか？主な内容を以下に記載させていただきます。



所得税に関する主な内容

◆所得税・住民税の定額減税

本人及び同一生計配偶者、扶養親族について以下の税額を控除

1人当たり：所得税3万、住民税1万 合計4万

◆扶養控除の見直し

16歳～18歳について以下の変更を検討（令和8年以降）

児童手当：現行無し → 変更後：年間12万

扶養控除：現行38万 → 変更後：25万

◆生命保険料控除の拡充

23歳未満の扶養親族を有する場合、一般枠4万の控除を6万へ拡充（合計限度額は12万を維持）

◆住宅ローン控除

子育て世帯に限り、従前の借入限度額を維持

◆ストックオプション税制の拡充

現行の年間行使限度額1,200万につき

設立5年未満：2,400万 一定の株式会社※：3,600万 へ引き上げ

※設立以後5年以上20年未満の株式会社で、未上場の会社又は上場以後5年未満の会社

資産税に関する主な内容

◆住宅取得資金贈与

省エネ等住宅要件を一部見直し、適用期限を3年間延長（令和6年1月1日から令和8年12月31日まで）

◆非上場株式等の納税猶予に関する期限の延長

特例承継計画の提出期限を2年延長し、令和8年3月31日までとする

法人税に関する主な内容

◆賃上げ促進税制の見直し

・税額控除率を一部見直し（現行3%以上の賃上げで15%の控除率を10%へ引き下げ。大企業で7%以上の賃上げ、中堅企業で4%以上の賃上げで25%控除）

・中小企業は赤字の場合、5年間控除率を繰り越し

◆会議費の上限引き上げ（接待交際費）

会議費の上限を1万円に引き上げ（現行：5千円）